

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………一
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………四
- ………(同)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………五
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………五
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………七
- ………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………七
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……………七
- ………(産業労働局農林水産部水産課)……………七
- 銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分について  
の公開の聴聞……………七
- ………(同)……………七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………七
- 開発行為に関する工事を完了……………九
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………九

## 告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………九
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………九
- ………(同)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………九
- ………(同)……………九
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………一〇
- ………(下水道局)……………一〇
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………二
- ………(同)……………二
- 平成二十九年危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………二
- ………(東京消防庁)……………二
- 平成二十九年消防管理講習及び防災管理講習の実施……………三
- ………(同)……………三
- 平成二十九年消防技術試験の実施……………六
- ………(同)……………六
- 消防法に基づく命令……………六
- ………(同)……………六

### ●東京都告示第百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等をおお告示し、縦覧に供する。

平成二十九年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

- 世田谷区粕谷二丁目百五番一、同番 平成二十九年一月五日
- 四の一部、二百五十五番一及び南鳥 月五日
- 山一丁目二百三十三番八

#### 二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

### ●東京都告示第百七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十日

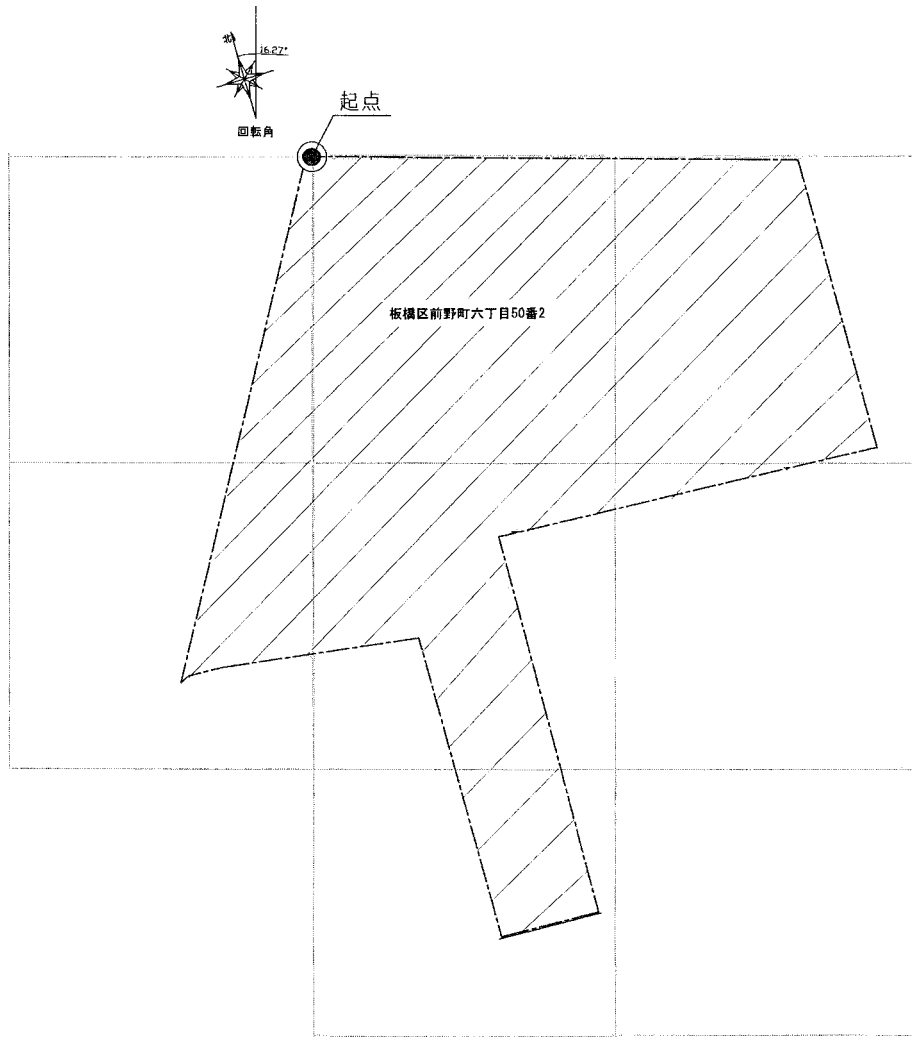
東京都知事 小 池 百合子

#### 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区前野町六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 調査対象地・筆境界
- 単位区画境界線
- 形質変更時要届出区域

起 点

起点は、板橋区前野町六丁目50番2の最北端とする。

格子の回転角度：16度27分

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十日

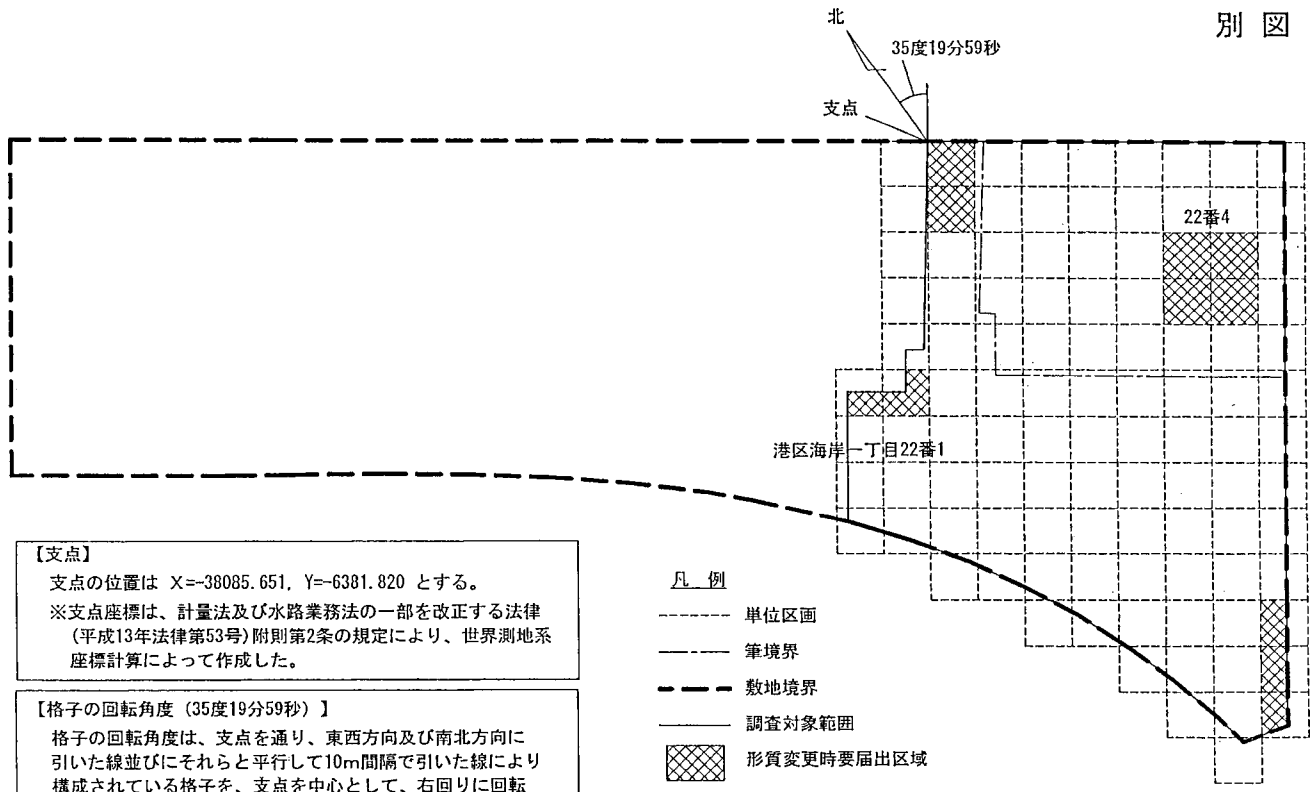
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区海岸一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【支点】**  
 支点の位置は X=-38085.651, Y=-6381.820 とする。  
 ※支点座標は、計量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

**【格子の回転角度 (35度19分59秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにそれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 凡 例
- 単位区画
  - 筆境界
  - 敷地境界
  - 調査対象範囲
  - ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第百九号

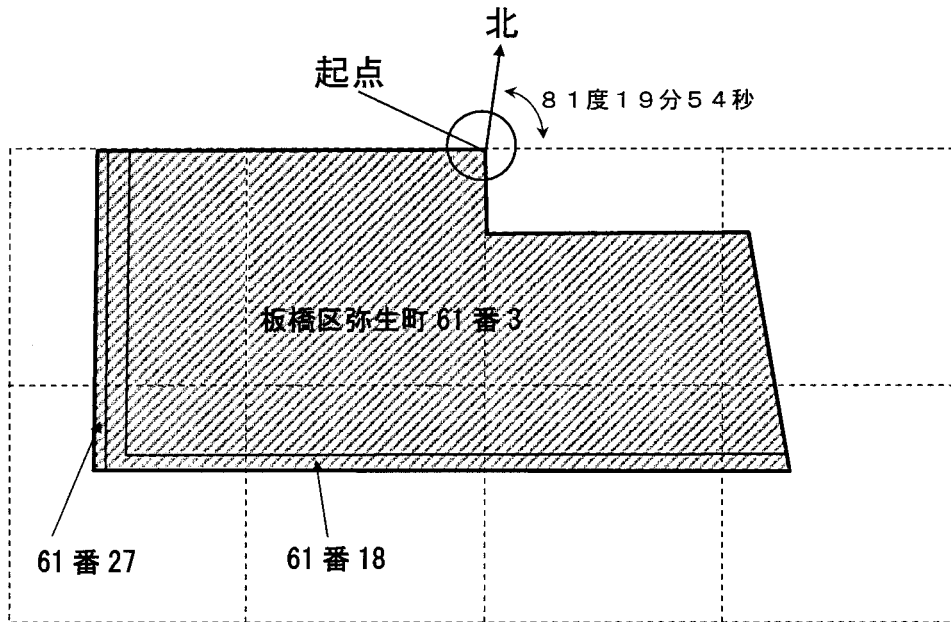
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(板橋区弥生町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

【起点】

起点は、板橋区弥生町  
61番3の最北端とする。

【格子の回転角度（81度19分54秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千九百三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

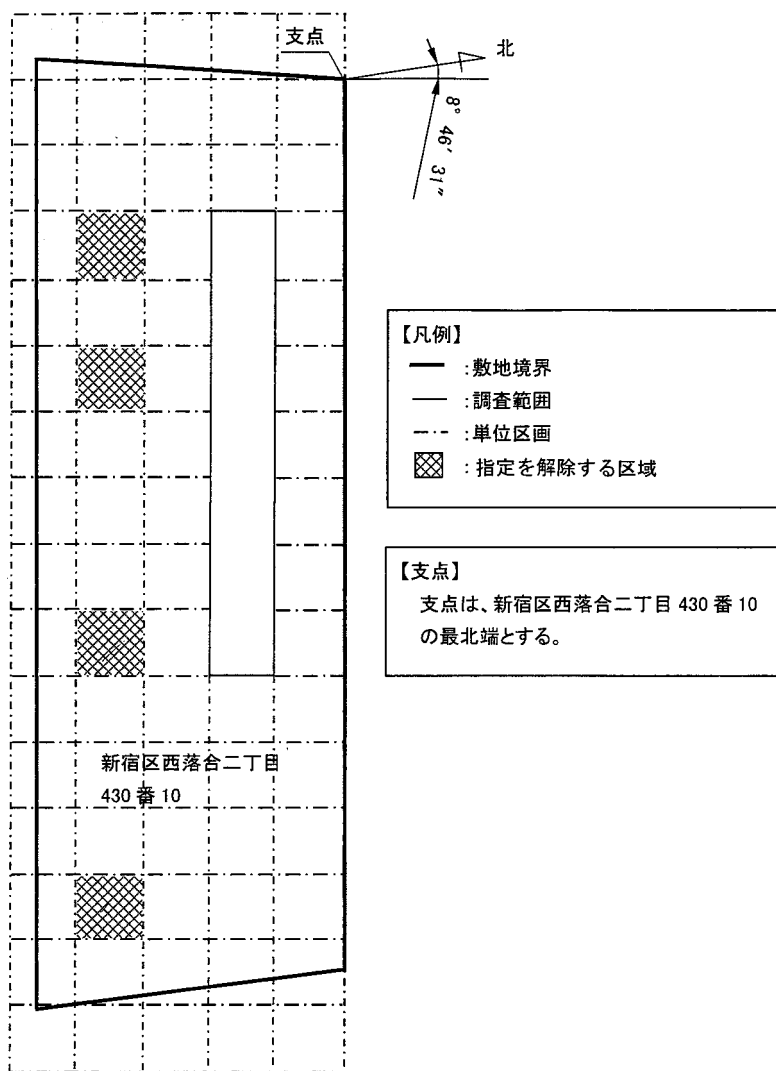
一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区西落合二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

【別 図】



**【格子の回転角度(8° 46′ 31″)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十日

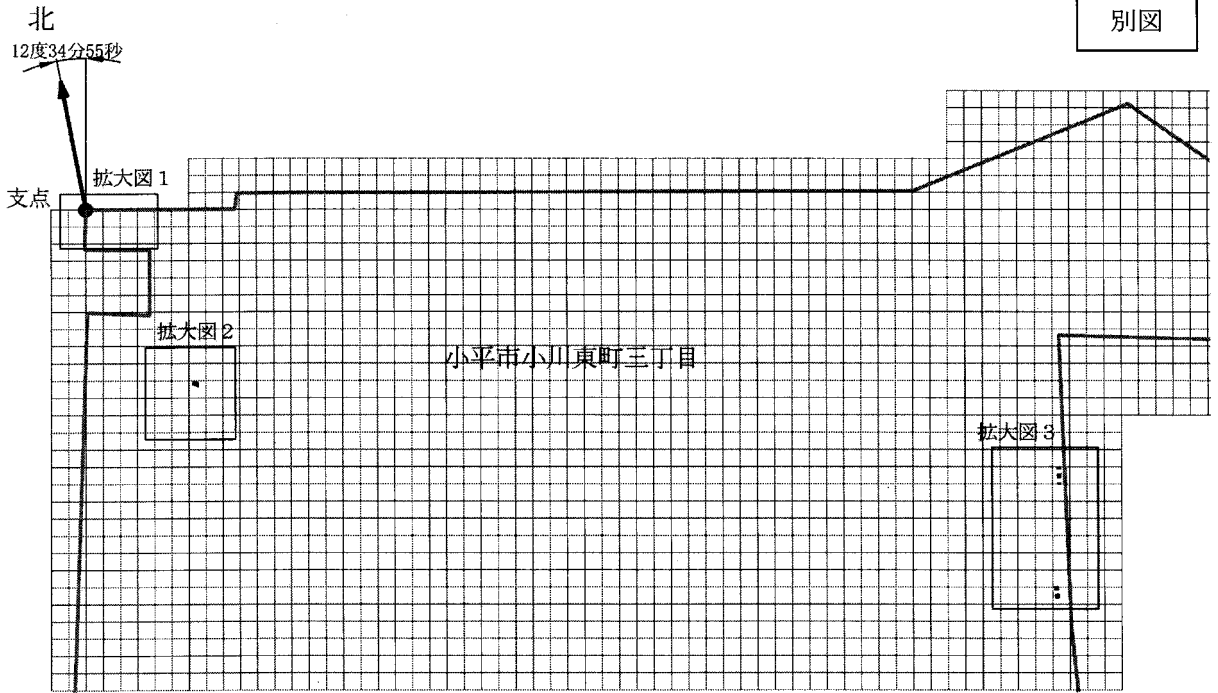
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（小平市小川東町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



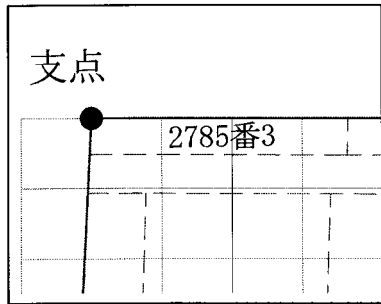
【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域
- - - 筆境界

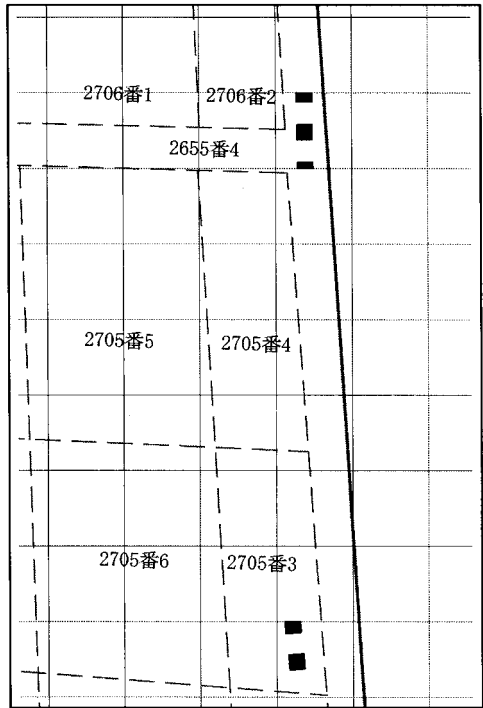
【支點】  
支點は、  
小平市小川東町三丁目2785番3  
の最北端とする。

【格子の回転角度(12度34分55秒)】  
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

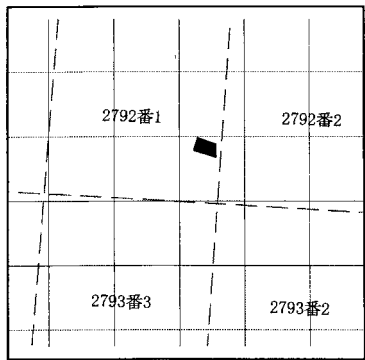
拡大図 1



拡大図 3



拡大図 2



●東京都告示第百二十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に愛知県刈谷市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成二十八年十二月十五日

●東京都告示第百十三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)以下「令」という。(第五條第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)以下「法」という。)第百十二條第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、令第五條第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成二十九年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

法第百十三

加入区 発起人の住所

の名称 及び氏名

漁業協同組 合の名称

条第一項の 申出をする

縦覧期間 縦覧場所

元町加 大島町元町二 元町漁業協 平成二十 大島町元  
入区 丁目五番三号 同組合 九年一月 町二丁目  
川村 松男 三十日か 五番七号  
大島町元町一 月十三日 元町漁業  
丁目二十二番 協同組合  
十八号 まで

柳瀬 政美

神津島

神津島村八百 神津島漁業 同右 神津島村

加入区

四十八番地 協同組合 三十六番

清水 豊 地 神津島漁

神津島村六百 業協同組

八十番地 合

石野田 忍

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第31号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)以下「法」という。)第11條第一項の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13條第一項及び法第12條第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成29年1月30日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 日時

平成29年2月7日(火曜日) 午前9時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本館内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

文京区小石三四丁目9番5-504号  
電話 密司

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同條第五項において準用する同法第十條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八條において準用する同規則第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

三 代表者の氏名

有馬 利男

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町三丁目六番五号 麴町GN安田ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、ジャパン・プラットフォームに関するNGO、政府機関、企業、メディア及び研究機関等が有している人材、資金及び知識や経験を互いに活用するこ

とにより、日本のNGOを中心とした援助活動の質的向上を図り、国内外で起こる自然災害の被災地域、紛争地域及び途上国における援助活動を積極的に行い、その活動を通じて国際社会の一員として平和な社会づくりに貢献することを目的とする。また、この法人は、その活動を通じて日本の市民社会のさらなる発展に寄与することを望む。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふあいん

三 代表者の氏名

長島 慎二

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区綾瀬六丁目三十五番二号 荒川荘一〇一

号室

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、住民同士の支え合いを基盤とした福祉サービス事業を展開することで、安心・安全な地域社会の実現に寄与すると同時に、都市部における新たな地域福祉のシステムを構築することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ブラーマ・クマリス

三 代表者の氏名

SASAMOTO EVELYN JOYCE (ササモト エヴェリン ジョイス)

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区東中野一丁目四番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、国際的レベルでも認められる自立したよき市民としての自己を社会一般と協調しながら確立し、社会を平和でより良いものにしていくために生活の質の向上と人間関係の改善に役立つ活動を自発的に創意工夫し、提案実施していく基盤としての人格向上、特に心と精神の健康を基本とした意識向上に役立てるための情報提供、社会教育、シンポジウム、国際協力活動を行い、不特定多数の市民の利益向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハルメソッド姿勢協会

三 代表者の氏名

常住 治秀

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区外神田四丁目十四番二号 東京タイムズタワー二七〇九号 ハルススポーツプロダクション株式会社内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対し、身体のバランス感覚を

利用したハルメソッド運動の普及及び指導者の育成を行い、この普及を通じた健全な精神と肉体の育成に努め、もって人々の健康増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NIKO

三 代表者の氏名

松尾 鐵也

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区経堂一丁目三十五番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が一市民として安心・安全に生活し続けられる場を提供し、利用者の立場に立った支援を提供することを目標として、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施する。障害福祉サービス事業の共同生活援助事業・就労継続支援B型事業の活動経験を活かし、地域で生活する障害者の生活全般への支援や相談活動を行う。同時に地域住民や一般市民に向けて障害について正しい理解の促進と障害理解を深めるための啓発活動を行い、本活動に対し協力を得られる環境を作ることを目標とする。障害者への差別、偏見を無くし、障害者の権利を擁護する活動を行い、障害者・市民が共に歩む共生・協働社会の実現を目指す。(以上原文のまま掲載)



開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称  
 住所及び氏名

狛江市東野川一丁目五百二十一番一、同番七から同番十まで、五百二十二番一、五百二十九番三、同番四及び五百三十番一  
 武蔵野市境二丁目二番二号  
 株式会社飯田産業  
 代表取締役 兼井 雅史

小平市鈴木町二丁目百七十六番九、同番十七及び同番十八  
 千代田区大手町一丁目六番一  
 三菱地所レジデンス株式会社  
 代表取締役 小野 真路

東村山市恩多町四丁目二十九番一、同番二十八、同番三十二及び同番三十四  
 西東京市芝久保町四丁目二十六番三  
 株式会社東栄住宅  
 代表取締役 西野 弘

東村山市久米川町一丁目四十七番四  
 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号  
 一建設株式会社  
 代表取締役 堀口 忠美

西東京市北町二丁目千三百七十六番二、同番五十四及び同番五十五  
 埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四  
 株式会社住協  
 代表取締役 安永 久人

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年一月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十九年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 一 | 店舗名<br>（仮称）西友小平小川町店                |
| 二 | 店舗所在地<br>小平市小川町一丁目三百九十六番一ほか        |
| 三 | 設置者名<br>株式会社モロオカ                   |
| 四 | 設置者住所<br>小平市小川町一丁目三百九十一番地          |
| 五 | 小売業を行う者の<br>氏名又は名称<br>合同会社西友       |
| 六 | 新設をする日<br>平成二十九年九月十八日              |
| 七 | 店舗面積の合計<br>千四百四十六平方メートル            |
| 八 | 駐車場の位置及び<br>収容台数<br>店舗内 三十七台       |
| 九 | 駐輪場の位置及び<br>収容台数<br>店舗北西側ほか 六十九台   |
| 十 | 荷さばき施設の位<br>置及び面積<br>店舗内 四十八平方メートル |

十一 廃棄物等の保管  
施設の位置及び  
容量  
店舗内 七・九二立方メートル

十二 小売業を行う者  
の開店時刻  
午前六時三十分

十三 小売業を行う者  
の開店時刻  
午後十時四十五分

十四 来客が駐車場を  
利用することができる  
時間帯  
午前六時から午後十一時まで

十五 駐車場の自動車  
の出入口の数及び  
位置  
一箇所 店舗南西側

十六 荷さばき施設に  
おいて荷さばき  
を行うことができる  
時間帯  
午前六時から午後十一時まで

十七 届出日  
平成二十九年一月十七日

十八 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課（新宿区西新宿二丁目八番  
一号）

十九 縦覧期間  
平成二十九年一月三十日から同年  
五月三十日まで。ただし、東京都  
の休日に関する条例（平成元年東  
京都条例第十号）に定める休日を  
除く。

二十 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年一月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年一月三十日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 店舗名 ひばりが丘駅南口地区再開発ビル
  - 二 店舗所在地 西東京市ひばりが丘一丁目千六百番地
  - 三 設置者名 鈴木 康元ほか八名
  - 四 設置者住所 新宿区中井二丁目二番十号ほか
  - 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社クイーンズ伊勢丹ほか七十四名
  - 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹フードサービスほか五十一名
  - 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹フードサービスほか十六名
  - 八 変更前の小売業者の住所 新宿区新宿五丁目十七番十八号(株式会社クイーンズ伊勢丹)ほか
  - 九 変更後の小売業者の住所 中央区豊海町三番十六号(株式会社三越伊勢丹フードサービス)ほか
  - 十 変更前の小売業者 小俣 裕史(株式会社クイーンズ

の代表者名 伊勢丹) ほか

- 十一 変更後の小売業者の代表者名 内田 貴之(株式会社三越伊勢丹フードサービス) ほか
- 十二 変更日 平成二十八年十一月十日ほか
- 十三 届出日 平成二十九年一月五日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 平成二十九年一月三十日から同年五月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 南平ショッピングビル
- 二 店舗所在地 日野市南平七丁目七番地の三
- 三 設置者名 有限会社寺澤商会
- 四 店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日 平成二十八年十月二日

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十九年一月三十日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 事業所の所在地を変更した事業者	受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
東京都下水道局長 石原清次	平成二十八年十二月一日	〇〇二一	大東設備工業株式会社	足立区西伊興三丁目十五番二十二号	台東区東上野六丁目二十四番二号
同日	同日	三六〇九	株式会社大森興業	足立区南花畑二丁目二十番十三号	足立区南花畑二丁目三十二番九号
同日	同日	四一五二	丸大工業株式会社	練馬区大泉学園町七丁目五番三十三号	練馬区大泉学園町七丁目十四番三十八号
同日	同日	〇四九〇	株式会社上野商会	大田区中馬込三丁目二十五番八号	大田区西馬込一丁目一番一号
同日	同日	四七六一	有限会社光和設備	江戸川区上江色三丁目二十四番四号	江戸川区松島一丁目三十四番一号
同日	同日		有限会社コーポ江戸川親水公園		

平成二 十八年 十二月 二十日	三九八一	小笠原工 業所	調布市布田 二丁目二十 五番地十九	調布市深大 寺東町一丁 目八番地四	一〇二号
同日	四〇〇五	有限会社 西山設備 工業	東久留米市 下里三丁目 二十四番二 十二号	東久留米市 下里三丁目 二十四番二 十四号	
同日	四五六四	有限会社 明秀設備	港区高輪二 丁目十六番 三十四一六 〇三号	足立区東和 五丁目九番 六号	
平成二 十八年 十二月 二十八日	五〇七二	有限会社 山設企画	練馬区大泉 学園町七丁 目七番十号	練馬区土支 田三丁目四 十七番二十 一号	
二 代表者を変更した事業者					
受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新代表者名	旧代表者名	
平成二 十八年 十二月 一日	〇八三〇	浅草工業 株式会社	石井 勝守	石井 勝正	
同日	〇六七八	古川水設 工事株式 会社	古川 敬次	古川 善弘	
平成二 十八年 十二月 二日	四一五二	丸大工業 株式会社	内藤 尊義	内藤 正哉	
同日	〇六七四	有限会社 有馬工業 所	木下 博之	有馬 秀次	
同日	〇〇四五	神谷設備	神谷 晴江	神谷 巖	

日	工業株式 会社	松田建設 工業株式 会社	松田 康一	松田 博	
同日	三三二九	株式會社 サニード	成田 和彦	田中 修	
同日	二八八四	有限会社 ハウス設 備工業	白石 勇樹	白石 幸夫	
同日	五一三二	東京ガス ライフバ ル南多摩 株式会社	富沢 広幸	澤田 浩二	
平成二 十八年 十二月 二十二日	二〇八八	株式会社 北堀水道 工業所	北堀 雅子	北堀 利男	
同日	四五七一	有限会社 佐々木設 備	佐々木 貢	佐々木勝則	
平成二 十八年 十二月 二十八日	四〇七五	有限会社 アイケー 設備	栗原 和栄	栗原 良夫	
<p>東京都指定排水設備工事業者の指定について          東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事業者者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。</p>					

平成二十九年一月三十日	東京都下水道局長	石原清次	
一	指定した事業者		
指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五三八二	北悠工業	北方 真司	東村山市青葉町二丁目二十三番地九十九
五三八三	東京ガス STコミ ユネット 株式会社	平野 一行	新宿区高田馬場三丁目三番七号
五三八四	株式会社 ヨネツク	池田 直人	大田区仲池上一丁目三十三番二号
五三八五	東京ガス リックリ ビング株 式会社	岡崎 英雄	港区芝二丁目五番一 号
五三八六	株式会社 池部設備	池部晋一郎	町田市相原町千八百 三番地百四十七 メ ゾンI W A M A 一〇 三
二	指定年月日		
平成二十九年一月十九日			
<p>平成29年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について          消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23及び第17条の10に規定する危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。          平成29年1月30日          東京都知事 小池百合子</p>			

1 危険物取扱者保安講習の実施場所、区分及び実施日

東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号

区分	実施日
第1 給油取扱所	同年6月22日
	同年8月10日
	同年9月27日
	同年10月17日
第2 製造取扱所	同年11月28日
	同年12月14日
	平成30年2月25日
	同年3月20日
	平成29年5月8日
	同年7月3日
	同年9月14日
	同年10月25日
第3 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク取扱所 移送	平成29年6月29日
	平成30年1月9日
	平成29年5月17日
	同年8月29日
第4 地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所	同年10月10日
	同年11月8日
	平成30年1月21日

2 消防設備士講習の実施場所、区分及び実施日

東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号

区分	実施日	
		同年3月12日
第5 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 販売取扱所	平成29年7月30日	
	同年9月7日	
防火設備	平成30年2月5日	
	甲種特類	平成29年6月28日
	特殊消防用設備等	平成30年2月28日
	甲種第1類	平成29年5月25日
	甲種第2類	同年6月13日
	甲種第3類	同年7月18日
	乙種第1類	同年8月26日
	乙種第2類	同年9月19日
	乙種第3類	同年10月5日
	乙種第4類	同年11月15日
	乙種第7類	平成30年1月29日
	警報設備	同年3月15日
甲種第4類 乙種第4類	平成29年5月11日	
	同年6月20日	
	同年7月5日	
	同年8月9日	
	同年9月11日	
	同年10月2日	
	同年11月1日	
	平成29年5月31日	
	同年6月26日	
	同年7月31日	

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

- (1) 受付場所  
都内（稲城市及び高しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所
- (2) 受付時間  
午前9時から午後4時30分まで
- (3) 受付期間  
平成29年2月1日（水曜日）から各講習日の7日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）（各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、その翌日まで）

区分	実施日
避難設備・消火器 甲種第5類 乙種第5類 乙種第6類	同年12月7日
	平成30年1月25日
	同年2月20日
	同年3月10日
	平成29年5月16日
	同年6月8日
	同年7月13日
	同年8月1日
	同年9月6日
	同年10月19日
同年11月12日	
同年12月11日	
平成30年1月18日	
同年2月15日	
同年3月2日	
同年9月25日	

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

4 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び鳥しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受講申請用の書類は、上記の受付場所配布する。

平成29年度防火管理講習及び防災管理講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第2号イに規定する乙種防火管理講習並びに第47条第1項に規定する防災管理講習を次のとおり行う。

平成29年1月30日

東京消防庁  
消防総監 高 橋 淳

1 講習の区分

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習（以下「防火・防災管理新規講習」という。）、防災管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習（以下「防火・防災管理再講習」という。）並びに甲種防火管理再講習

2 各講習の実施場所及び実施日

(1) 東京消防庁消防技術試験講習場

千代田区外神田四丁目14番4号  
ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日	
平成29年4月	10日 11日 12日 13日 17日 18日
	24日 25日 26日 27日 28日
同年5月	8日 9日 10日 11日 15日 16日
	17日 18日 20日 21日 22日 23日 24日
同年6月	1日 2日 5日 6日 7日 8日
	10日 11日 12日 13日 14日 15日 19日 20日
同年7月	21日 22日 26日 27日 28日 29日
	3日 4日 5日 6日 7日 10日 11日
同年8月	12日 13日 18日 19日 20日 21日 24日 25日
	26日 27日 29日 30日
同年	1日 2日 3日 4日 7日 8日 9日 10日
	21日 22日 23日 24日 26日 27日 28日 29日
同年	30日 31日

同年9月	4日 5日 6日 7日 11日 12日 13日
	13日 14日 19日 20日 21日 25日 26日
同年10月	27日 28日 29日
	2日 3日 10日 11日 12日 13日
同年11月	16日 17日 19日 20日 23日 24日 25日 26日
	26日 27日 30日 31日
同年12月	1日 2日 6日 7日 8日 9日 10日
	11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日
平成30年1月	20日 21日 21日 22日 27日 28日 29日 30日
	4日 5日 6日 7日 9日 10日 11日 12日
同年2月	12日 13日 14日 19日 20日
	20日 21日 22日 23日 24日 25日
同年	9日 10日 10日 11日 15日 16日 18日 19日
	29日 30日 30日 31日
同年	5日 6日 8日 9日 13日 14日 15日
	17日 18日 19日 20日 21日 22日 24日 25日

	26日 27日	27日 28日		
同年 3月	1日 2日	5日 6日	6日 7日	7日 8日
	8日 9日	10日 11日	12日 13日	13日 14日
	14日 15日	19日 20日		

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
平成29年4月	17日
同年 7月	27日
同年 10月	27日
平成30年2月	13日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
平成29年4月	18日
同年 6月	1日
同年 7月	28日
同年 9月	8日
同年 10月	18日
同年 11月	17日
平成30年1月	11日
同年 2月	1日
同年 3月	1日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日	
平成29年4月	24日
同年 5月	22日
同年 6月	14日
同年 7月	28日
同年 8月	24日
同年 9月	21日
同年 10月	13日
同年 11月	27日
同年 12月	18日
平成30年1月	16日
同年 2月	19日
同年 3月	9日
	22日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	
平成29年4月	13日
同年 7月	25日
同年 9月	27日
同年 11月	14日
平成30年1月	19日
同年 3月	12日

(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日

平成29年4月	12日 13日	17日 18日	22日 23日	26日 27日
同年 5月	9日 10日	13日 14日	22日 23日	24日 25日
	5日 6日	7日 8日	19日 20日	21日 22日
同年 6月	24日 25日	28日 29日		
	1日 2日	9日 10日	21日 22日	26日 27日
同年 8月	4日 5日	6日 7日	19日 20日	23日 24日
	27日 28日			
同年 9月	2日 3日	10日 11日	23日 24日	30日 31日
	7日 8日	18日 19日	20日 21日	29日 30日
同年 10月	2日 3日	10日 11日	23日 24日	30日 31日
	7日 8日	18日 19日	20日 21日	29日 30日
同年 11月	2日 3日	6日 7日	11日 12日	
	9日 10日	15日 16日	27日 28日	
平成30年1月	6日 7日	13日 14日	17日 18日	21日 22日
	26日 27日			
同年 2月	5日 6日	7日 8日	17日 18日	
	26日 27日			
同年 3月	5日 6日	7日 8日	17日 18日	

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
平成29年6月	14日
同年 12月	1日
平成30年3月	9日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
平成29年4月	28日
同年 5月	26日
同年 8月	25日
同年 11月	22日
平成30年2月	23日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日	
平成29年5月	17日
同年 9月	13日
同年 11月	15日
平成30年3月	14日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	
平成29年5月	31日
同年 8月	30日
同年 12月	8日
平成30年3月	2日

(3) 東京消防庁本所都民防災教育センター

墨田区横川四丁目6番6号

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日		
平成29年4月	15日 16日	
同年 5月	11日 12日	25日 26日
同年 6月	3日 4日	22日 23日
同年 7月	13日 14日	25日 26日
同年 8月	3日 4日	24日 25日
同年 9月	7日 8日	14日 15日
同年 10月	5日 6日	12日 13日
同年 11月	14日 15日	28日 29日
平成30年2月	3日 4日	22日 23日
同年 3月	3日 4日	

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
平成29年5月	19日
同年 9月	5日
同年 11月	7日

平成30年2月	6日
同年 3月	12日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
平成29年5月	9日
同年 6月	27日
同年 8月	22日
同年 10月	10日
同年 12月	8日
平成30年2月	9日
同年 3月	6日

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内（稲城市及び鳥しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付期間

平成29年2月1日（水曜日）から各講習開始日の前日午後3時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）（各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、その前日の午後3時まで）

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

4 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び鳥しよ地域を除く。）の各消防署、

消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受講申請用の書類は、上記の受付場所にて配布する。

平成29年度自衛消防技術試験の実施について

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の4の規定により、自衛消防技術試験を次のとおり行う。

平成29年1月30日

東京消防庁

消防総監 高橋 淳

1 試験の実施場所及び実施日

(1) 東京消防庁消防技術試験講習場

千代田区外神田四丁目14番4号

試験の実施日	試験の実施日
平成29年4月7日	22日
同年5月12日	19日
同年6月9日	16日
同年8月18日	25日
同年9月1日	15日
同年10月6日	14日
同年12月1日	8日
平成30年1月12日	26日
同年2月2日	16日
同年3月16日	23日

(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

試験の実施日	試験の実施日
平成29年4月11日	25日
同年5月16日	30日
同年6月13日	27日
同年8月8日	29日
同年9月12日	26日
同年10月17日	27日
同年12月5日	19日
平成30年1月23日	30日
同年2月9日	20日
同年3月13日	20日

2 受験申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付期間

平成29年2月1日（水曜日）から各試験日の5日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）（各試験日の受付期間の最終日が休日の場合は、その翌日まで）

なお、各試験日の受験申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

3 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

4 その他

受験申請用の書類は、上記の受付場所にて配布する。

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）第十七条の四第一項の規定により命令を行ったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年一月三十日

東京消防庁

渋谷消防署長 安藤 智

一 防火対象物の所在地 渋谷区代々木一丁目十三番九号

二 防火対象物の名称 アン・クロイワ

三 命令を受けた者 黒岩 一紘

四 命令事項

平成二十九年四月三十日まで、二の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。

五 命令年月日 平成二十八年十二月二十二日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 五〇円

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001